

# 東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付要綱

3北地産第1359号  
令和3年6月1日  
区長 決 裁

## (目 的)

第1条 この要綱は、商店街等が実施する駅前広場及び駅前広場に続く商店街等にイルミネーション等を設置することにより、にぎやかな雰囲気演出するとともに、観光スポットとしての魅力向上が期待される事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、商店街等の活性化を図ることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱による「商店街等」とは、次のとおりとする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定による商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定による事業協同組合
- (3) 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの

(ア) 区内の一定区域（以下「当該区域」という。）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

2 「補助事業」とは、補助対象事業となるイルミネーション実施事業をいう。

## (補助金の交付対象)

第3条 区長は、駅前広場から連続性のある一つ又は複数の商店街等が実施する別表1の補助対象となる事業のうち、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表2に掲げる補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、区長が必要かつ相当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、商店街等に補助するものとする。

## (補助率及び補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、補助率を補助対象経費の5分の4以内、補助限度額を300万円とする。この場合において、1千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、原則として、区長が定めた期日までに東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

## (補助金の交付決定)

第6条 区長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、商店街等に対し、東京都北

区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 区長は交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- （2）補助事業の実施については、所轄警察署及び道路管理者その他関係各所と連絡調整を行ない協議の上、実施すること。
- （3）補助事業の内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けること。
- （4）補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を区長に提出すること。
- （5）補助事業に関する収支を記載した帳簿を備え、経理の状況を明らかにし、関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間、これを保管し、区が開示を求めた際はこれに応じること。
- （6）その他、特に区長が定めた条件

（申請の取下げ）

第8条 商店街等は、第6条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。交付決定前に申請を取り下げようとするときも、同様とする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定を受けた商店街等が、次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）区長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- （2）補助事業が実施できないと認められるとき。
- （3）その他、交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（事故報告）

第10条 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の内容変更等）

第11条 商店街等は、事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合、又は中止をしようとする場合には、あらかじめ東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金変更申請書（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 商店街等は、補助事業が完了したときは、区長が定めた期日までに、速やかに東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金実績報告書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により商店街等に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、前条により算出した補助金額と交付決定をした補助金の額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第14条 商店街等は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区街を彩る商店街イルミネーション事業補助金請求書（第6号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を商店街等に支払うものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、第9条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第13条の規定により商店街等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 商店街等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査)

第18条 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合はこれに応じるものとする。

(資産の管理及び処分)

第19条 商店街等は同事業により取得した資産等について、その台帳を設け、その保管

状況を明らかにするとともに、補助事業の完了後においても、十分な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(委 任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則 (令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 補助対象事業   | 具体的内容   |
|--|---|
| <p>駅前広場にイルミネーション等を設置する事業であって次の条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ソフト事業（歳末売出等イベント）を併せて行い、商店街・個店への来街者の増加に努めること。</li> <li>2 環境負荷への一定の配慮に努めること。</li> <li>3 11月から翌年2月までの一定期間実施すること。</li> <li>4 地域団体・企業等と連携を行うように努めること。</li> </ol> | <p>駅前広場街路樹等イルミネーション装飾・ライトアップ</p> <p>光のオブジェ、光のモニュメント等の設置</p> |

別表 2 (第 3 条関係)

事業の補助対象経費

| 区                   | 分                               | 摘          | 要 |
|---------------------|---------------------------------|------------|---|
| イルミネーション等の設置に要する経費  |                                 |            |   |
|                     | イルミネーション等を構成する機器の購入に係る経費        |            |   |
|                     | イルミネーション等を構成する機器を賃借する場合の賃借に係る経費 |            |   |
|                     | 上記機器の取付及び撤去に係る経費                |            |   |
| イルミネーション等の実施に要する諸経費 |                                 |            |   |
|                     | 道路使用許可手数料                       |            |   |
|                     | 撮影代                             | 総額1万円以下の部分 |   |

\*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\*百万円以上の経費については、複数業者（3社以上）からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

事業の補助対象外とする経費

| 区                    | 分               | 摘              | 要 |
|----------------------|-----------------|----------------|---|
| 通常のイベント支援事業の範疇に係る経費  |                 | チラシの印刷、景品購入経費等 |   |
|                      |                 |                |   |
| イルミネーション設置に直接必要のない経費 |                 |                |   |
|                      | 備品の保管に関する経費     |                |   |
|                      | 備品のメンテナンスに関する経費 |                |   |

\*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。